

「東日本大震災義援金」のお取扱いについて

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖で発生した地震災害により甚大な被害が発生しており、被災地の皆様には心からお見舞い申し上げます。

大垣信用金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 「東日本大震災」義援金の取り扱い

(1) 送付先

お客様の義援金は、日本赤十字社を通じて被災者の方々に配分されます。
振込依頼書には、必ず寄付先「東日本大震災義援金」をご記入ください。

(2) 取扱期間

平成23年3月15日～平成24年9月28日

(3) お振込先

信金中央金庫 本店 別段預金 日赤義援金口

※当金庫では、お客様からお預りした義援金を取りまとめうえで、所定の日
上記口座へ振込いたします。

(4) 振込手数料

無 料

※詳しくは、大垣信用金庫の営業店窓口にてお尋ねください。

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続きをとられる方へ》

- ・日本赤十字社が発行する受領証が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。
- ・お申出のありました方には、日本赤十字社から後日、直接受領証が郵送されます。

2. 各種団体等が実施している義援金の振込にかかる手数料免除

各種団体・金融機関・マスコミ等が受付している義援金の振込を当金庫窓口
で受付した場合、振込手数料を免除いたします。